

# 独立行政法人農業者年金基金節電実行計画

平成23年6月29日  
独立行政法人  
農業者年金基金

「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、独立行政法人農業者年金基金の節電実行計画を以下のとおり定める。

## I. 基本的な考え方

### 1. 基本方針

独立行政法人農業者年金基金においては、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から夏季の省エネルギー対策として従来から冷房の設定温度の遵守や支障のない範囲での照明の消灯・減灯等に取り組んできたところであるが、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施し、ピーク期間・時間帯(※1)における使用最大電力量を抑制する。また、使用最大電力量の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：7～9月(平日)の9～20時

### 2. 実施期間

本節電実行計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。

### 3. 対象部署

本節電実行計画の対象は、東京電力管内に所在する独立行政法人農業者年金基金が使用する施設（需要設備）とする。

基金事務所：東京都港区西新橋1丁目6番21号

※なお、独立行政法人農業者年金基金の区分は、民間ビルへテナントとして入居している小口需要者である。

## II. 節電に係る数値目標等

独立行政法人農業者年金基金事務所の施設について、ピーク期間における使用最大電力量を22年度使用最大電力量に比して、17%以上抑制する。

平成22年8月使用電力量	節電率	節電電力値	使用最大電力量
15,766kw月	17%	2,680kw月	13,086kw月

注：月次の使用最大電力量しか把握できないため、月次の使用電力量で比較する。

## III. 節電実行計画

独立行政法人農業者年金基金の節電については、職員への健康等を配慮しつつ、不要な照明の間引き等を行うなど必要最低限の範囲での点灯とすることや冷房中の室温28度の徹底等を行うことにより、22年度ピーク時に比較して17%節電を行う。

- (1) 執務エリアの照明を半分程度に間引きすることにより10%節電
- (2) 執務室の室内温度を28℃とすることにより4%節電
- (3) OA機器をスタンバイモードとすることにより3%節電

## IV. その他

### 1. 検証・公表

実施期間終了後、使用電力量（月次）をもって検証し、達成・不達成を評価し、ホームページにおいて公表する。

### 2. 進捗管理の実施

- (1) 節電実行計画の進捗管理を実施するため、「節電担当責任者」を設置する。
- (2) 「節電担当責任者」に総務部長を指名し、進捗状況を管理させる。